大阪公立大学医学部附属病院長候補者選考規程

制定　令和４年７月27日　規程第568号
最近改正　令和８年４月13日　規程第170号

（趣旨）

第１条　この規程は、大阪公立大学医学部附属病院規程（以下、大阪公立大学医学部附属病院を「附属病院」という。）第３条第４項に規定する医学部附属病院長候補者選考会議（以下、「選考会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第２条　選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 附属病院長候補者（以下、「候補者」という。）の選考に関すること

(2) その他選考会議の運営に関し必要な事項

（組織）

第３条　選考会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 医学研究科教授会から選出された者１名

(2) 病院運営会議から選出された者２名。ただし、２名のうち、少なくとも１名は医師ではない者とする。

(3) 役員会から選出された理事１名

(4) 経営審議会委員(法人の役員は除く。)のうち、経営審議会において選出された者１名

(5) 特定機能病院の管理者又は病院長１名。ただし、過去に特定機能病院の管理者又は病院長であった者を含み、附属病院の病院長又は病院長であった者を除く。

(6) 医師会その他地域医療の関係者１名

２　前項第３号から第６号までの委員のうち複数の者は、医療法施行規則第７条の３第１項第２号に基づき、病院と特別の関係がある者以外から選任しなければならない。

３　第１項第５号及び第６号の委員の任命は、病院運営会議の推薦に基づき選任する。

４　委員が選考の対象者となったときは、委員を辞さなければならない。

５　委員が前項その他の事由により欠員となった場合は、第１項各号によりすみやかに委員を補充しなければならない。

６　委員は、役員会の議を経て、理事長が任命する。

（任期）

第４条　委員の任期は、理事長が病院長を任命するまでとする。

（議長）

第５条　選考会議に議長を置き、第３条第３号から第６号までの委員から、委員の互選により決定する。

２　議長は、選考会議を代表し、会務を掌理する。

３　議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

（議決）

第６条　選考会議の会議は、議長が招集する。

２　選考会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　選考会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　選考会議は、特に必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取すること

ができる。
5　この規程に定めるもののほか、選考に関し必要な事項は、選考会議の議を経て議長が定める。
（候補者の資格）
第7条　候補者は次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。
(1) 日本国の医師免許を有すること。
(2) 人格が高潔で、学識が優れていること。
(3) 医療法第10条の2第1項に規定する特定機能病院の管理者としての要件を満たすこと。
(4) 附属病院の今後について明確なビジョンを持ち、強いリーダーシップを発揮できること。
(5) 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力を有していること。具体的には、医療安全管理業務の経験、患者の安全を第一に考える姿勢及び指導力を有していること。
(6) 組織管理能力等の附属病院を管理運営する上で必要な資質及び能力を有していること。具体的には、附属病院その他の病院での組織管理経験、病院経営能力並びに高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質及び能力を有していること。
(7) 心豊かで信頼される医療人の育成に貢献できること。
(8) 新たな医療進歩のため、高度の医療技術の開発及び評価、並びに臨床研究の推進に貢献できること。
(9) 公立大学法人大阪（公立大学法人大阪市立大学及び公立大学法人大阪府立大学を含む。）の理事長を務めた経歴がないこと。
(10) 大阪公立大学（大阪市立大学又は大阪府立大学を含む。）の学長を務めた経歴がないこと。
(11) 就任予定日において満70歳未満であること。
（選考会議への推薦）
第8条　選考会議は、次の各号のいずれかに該当する者を対象に選考を行う。
(1) 選考会議委員を除く医学研究院の教員のうち、病院の部長又はセンター長である者から5名の推薦を受け、かつ推薦されることに同意した者
(2) 選考会議委員を除く附属病院及び阿倍野キャンパス事務局の職員のうち、課長代理級以上の者から5名の推薦を受け、かつ推薦されることに同意した者
2　前項に規定する推薦は、推薦代表者が大阪公立大学医学部附属病院長候補者推薦書（様式第1）（以下「推薦書」という。）に被推薦者の同意書（様式第2）、所信表明書（様式第3）及び履歴書（様式第4）を添えて、選考会議に対して行う。
3　選考会議は、前項の規定により推薦される者以外に2名以内を選考対象に加えることがある。
4　前項の規定により選考対象者とする場合、当該選考対象者は第2項に規定する書類のうち、所信表明書及び履歴書を提出しなければならない。
5　教職員は複数の候補者を推薦することはできない。
（選考方法）
第9条　選考会議は、提出書類等により選考を行い、候補者を選出する。
2　選考会議は、プレゼンテーション及び面接を実施することがある。
（候補者の決定）
第10条　選考会議は、複数の候補者又は第7条の資格を満たす候補者が1名である場合は当該候補者を選出する。
（選考過程等の公表）

第 11 条　選考会議は、医療法施行規則第 7 条の 3 第 1 項第 3 号に基づき、選考結果、選考過程及び選考理由をすみやかに公表しなければならない。

（事務）

第 12 条　会議に関する事務は、阿倍野キャンパス事務局人事課が行う。

（施行の細目）

第 13 条　この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附　則

（施行日）

1　この規程は、令和 4 年 7 月 27 日から施行する。

（旧規程の取扱い）

2　大阪市立大学医学部附属病院長選考会議規程及び大阪公立大学医学部附属病院長選考規程は廃止する。

附　則（令和 8 年 4 月 13 日規程第 170 号）

この規程は、令和 8 年 4 月 13 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。